

屋外警報装置等の技術基準ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、住宅用防災警報器又は中継装置に接続する屋外警報装置及び中継装置（以下「屋外警報装置等」という。）に係る基本事項等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 屋外警報装置 住宅等の屋外に設置し、外部にいる者に対して、有効に火災警報を伝達するために、住宅用防災警報器又は中継装置から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信して、火災警報を発する装置をいう。
- 二 中継装置 火災信号を受信し屋外警報装置又は他の中継装置に火災信号を発信するものをいう。
- 三 住宅用防災警報器 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「住警器規格省令」という。）第2条第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。

(構造及び機能)

第3条 屋外警報装置等の構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 一 確実に作動し、かつ、附属部品の取替えが容易にできること。
- 二 住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのある機能を設けないこと。
- 三 耐久性を有すること。
- 四 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
- 五 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
- 六 附属部品は、機能に異常を生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- 七 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- 八 定格電圧が60ボルトを超える屋外警報装置等の金属製外箱には、接地端子を設けること。
- 九 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。
 - (一) 電池の交換が容易にできること。ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあつては、この限りでない。
 - (二) 有効に作動できる電圧の下限値となったことを72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達することができること。
- 十 屋外に設置するものにあつては、JIS C 0920（電気機械器具の外郭による保護等級）のIPX3（散水に対しての保護）以上の防水性能を有するものであること。
- 十一 次に掲げる周囲の温度（十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。）で使用した場合において、機能に異常を生じないこと。

- (一) 屋外に設置するもの 零下10度以上50度以下
- (二) 屋内に設置するもの 零度以上40度以下

(屋外警報装置の機能)

第4条 屋外警報装置の機能は、次の各号に定めるところによる。

一 火災警報は、次によること。

(一) 警報音の音圧は、次に掲げる電源の供給方式の区分に応じ、当該各号に定める電圧の値において、無響室で警報部の中心から前方1メートル離れた地点で測定した値が、70デシベル(音圧を5デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。)以上であり、かつ、その状態を1分間以上継続できること。

イ 電源に電池を用いるもの 屋外警報装置を有効に作動できる電圧の下限値

ロ 電源に電池以外から供給される電力を用いるもの 電源の電圧が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の値

(二) 警報音に加えて、火災の発生を有効に報知できる音声メッセージを付すること。

二 火災警報以外の音響を発するものにあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

三 スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(一) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、住宅用防災警報器又は中継装置から再び火災信号を受信した場合、火災警報を停止した状態から速やかに火災警報を発する状態にできること。

(二) 住宅用防災警報器の火災警報を、スイッチ操作により停止できないこと。

四 中継装置の機能を設けるものにあつては、次条第一号に定めるところによること。

五 作動表示灯(住宅用防災警報器又は中継装置から発せられた火災信号を受信した場合に直ちに点滅する灯火をいう。)を設けること。

(中継装置の機能)

第5条 中継装置の機能は、次の各号に定めるところによる。

一 火災信号を受信したとき、確実に、火災信号を発信すること。

二 スイッチの操作により火災信号の発信を停止することができるものにあつては、次によること。

(一) スイッチの操作により火災信号の発信を停止した場合において、住宅用防災警報器又は他の中継装置から受信している火災信号が停止したとき、火災信号の発信を停止した状態から速やかに火災信号を発信できる状態に移行すること。

(二) 住宅用防災警報器の火災警報を、スイッチ操作により停止できないこと。

(無線設備)

第6条 無線設備を有する屋外警報装置等にあつては、次によること。

一 発信される信号の電界強度の値は、中継装置から3メートル離れた位置において設計値以上

であること。

- 二 電波を受信する機能を有するものにあつては、当該屋外警報装置等から3メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。
- 三 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。
 - (一) 火災の発生を感知した住宅用防災警報器から発せられた火災信号を直接受信した中継装置の無線設備は、火災信号を受信してからすみやかに発信すること。
 - (二) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に火災信号を発信すること。ただし、他の屋外警報装置等から火災信号を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。
- 四 火災信号の発信を容易に確認することができること。
- 五 他の機器と識別できる信号を発信すること。

(表示)

第7条 屋外警報装置等には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 屋外警報装置にあつては、屋外警報装置という文字
- 二 中継装置にあつては、屋内に設置するものは屋内型中継装置という文字、屋外に設置するものは屋外型中継装置という文字
- 三 中継装置の機能を設けた屋外警報装置にあつては、中継機能付という文字
- 四 型式及び型式番号
- 五 製造年
- 六 製造事業者の氏名又は名称

(本ガイドラインの見直し)

第8条 本ガイドラインの内容は、新たな知見の蓄積等があつた場合には、随時、必要な見直しを行うものとする。